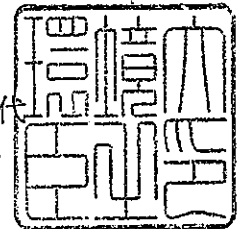


諮問第420号
環水大水発第1512172号
平成27年12月17日

中央環境審議会
会長 浅野直人 殿

環境大臣
大塚 珠代



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の
総量規制基準の設定方法について（諮問）

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の総量削減に取り組んでおり、本年12月に第8次水質総量削減の在り方について、貴審議会から答申を頂いたところである。

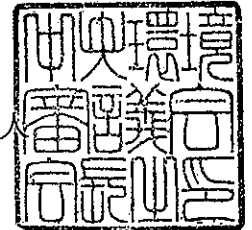
今回の諮問は、第8次水質総量削減における化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第877号
平成27年12月17日

中央環境審議会 水環境部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 浅野 直人



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法
について（付議）

平成27年12月17日付け諮問第420号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境部会に付議する。